

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名	外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の待遇等に関する条例		
条 例 番 号	昭和 63 年神奈川県条例第 7 号	法 規 集	第 14 編第 2 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律第 2 条第 1 項、第 7 条及び附則第 2 条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)の待遇等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  (現在でも必要な条例か。)	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される県費負担教職員の待遇等に関し必要な事項を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性  (現行の内容で課題が解決できるか。)	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される県費負担教職員の待遇等に関し必要な事項を定めたものであり、有効である。	
	効率性  (現行の内容で効率的といえるか。)	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される県費負担教職員の待遇等に関し、派遣先となる機関、派遣期間などを限定的に定めたものであり、効率的である。	
	基本方針適合性  (県政の基本的な方針に適合しているか。)	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される県費負担教職員の待遇等に関し必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性  (憲法、法令に抵触しないか。)	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される県費負担教職員の待遇等に関し必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
その他			
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無